

亀岡生き物大学春休み特別講座「環境自動車教室」

と き 3月26日(土)
午前10時～正午
と ころ 地球環境子ども村(宮前町)
対 象 亀岡市の小・中学生、高校生(小学生は保護者の同伴が必要です)
内 容 私たちの生活に欠かすことのできない自動車が地球環境に与える影響や、地球環境に優しい自動車について学習することで地球の環境問題について考えます。
定 員 50人(応募者多数の場合は抽選)
参加料 無料
持ち物 筆記用具、自由帳
申し込み **問** 3月18日(金)までに電話または、氏名(参加者全員)・学年・電話番号を明記の上、FAX、電子メールにて次へ

※FAX、電子メールの場合は受け付け確認の連絡をいたします(土・日曜日、祝日休館)。
地球環境子ども村(宮前町)
TEL26-6100、FAX26-5002
電子メール
kodomomura@city.kameoka.kyoto.jp
(市民協働課)

内 容 珍しい「木管五重奏」こどもからおとなまで楽しめるコンサートです
申し込み 当日受け付け
問 真福寺椿コンサート実行委員会 満林晃典 **TEL23-7843**
(社会教育課)

真福寺椿コンサート2016

と き 3月20日(日)午後2時から(午後1時30分から開場)
と ころ 真福寺(曾我部町西条下久保1)
出演者 木管五重奏 アンサンブル・バックス
定 員 80人
※乳幼児入場可
入場料 一般500円、小学生以下無料

平成27年度亀岡手づくり甲冑教室作品展

と き 3月19日(土)午前10時～午後5時
と ころ ガレリアかめおかロビーギャラリー
内 容 平成27年度亀岡手づくり甲冑教室の参加者の作品を展示します。ぜひご覧ください。
問 亀岡手づくり甲冑の会 八木 **TEL22-0529**
(観光戦略課)

平成28年度国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

「国民年金保険料学生納付特例」は、所得の少ない学生の人々が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

申請方法	対 象	手続き方法	提出期限
はがき方式による申請	平成27年度学生納付特例承認者であって、平成28年4月以降に卒業予定であることが日本年金機構で確認できている人	平成28年2月上旬までに承認された人には、はがき方式による申請書が日本年金機構から届きます。引き続き申請を希望する人は、必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。	なるべく4月中に提出してください。
従来どおりの申請書による申請	①平成27年度に学生納付特例を申請し、平成28年4月以降に卒業予定の学生であるが、はがきが届かない人 ②平成28年度に20歳になる学生	年金手帳、学生証(※)[コピー可]または在学証明書、認印をお持ちの上、市役所1階保険医療課国民年金係(4番窓口)へお越しください。 なお、20歳到達者には、20歳到達月に日本年金機構から申請書が届きます。 ※学生証は必ず表・裏をコピーしてください。	4月1日(金)～5月31日(火) 前年度承認者および新規に申請する人はなるべく期限内に申請してください。 20歳到達者は20歳の誕生日の前日から翌月末日までに申請してください。

※上記以外で過去2年以内の学生期間に未納期間がある人は、学生納付特例の申請が可能な場合があるため、市役所1階保険医療課国民年金係へ問い合わせてください。

※上記の提出期限を過ぎても受け付け可能ですが、未納にならないためにも提出期限内に申請してください。また、申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

※前年に所得があった人などは上記以外に添付書類が必要な場合があります。詳しくは市役所1階保険医療課国民年金係へ問い合わせてください。

学生納付特例制度の対象になる人

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生など(一定の所得制限があります)。対象となる学校について、詳しくは問い合わせてください。

承認を受けると

・将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。ただし、保険料を追納することにより、年金額に反映させることができます。追納できるのは納付特例期間から10年以内です。

・納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が保障されます。

問 市役所1階保険医療課国民年金係(4番窓口) **TEL25-5020、FAX25-5021**

(保険医療課)

ノロウイルスの遺伝子型が変異、流行の恐れあり

～手洗いの徹底や調理器具などの衛生管理に注意しましょう～